第３２号議案

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年２月２３日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年豊川市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項の表を次のように改める。

区　分	使　用　料
特別室	２１，６００円
個室	５，４００円
２人室	３，２４０円

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、病棟機能の整備による特別病室の再編に伴い、特別病室使用料の区分を見直す必要があるからである。